

議案第60号

墨田区暴力団排除条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年9月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区暴力団排除条例の一部を改正する条例

墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条第15号から第20号まで」を「第9条第21号から第24号まで、第26号及び第27号」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。